

令和4年(2022年)6月

定 款

東都水産株式会社

東都水産株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は東都水産株式会社と称する。英文ではTOHTO SUISAN CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 水産物及びその製品の購入、販売並びに販売の受託
2. 製氷、冷蔵、凍結並びにその製品の販売
3. 水産物の製造加工、漁撈並びに貿易
4. 不動産の所有並びに賃貸
5. 前各号に附帯又は関連する事業並びに投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,280万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式につき、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

(招集権者・議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会において、予め定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社に取締役15名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の設置)

第22条 当社は取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(役付取締役の権限)

第24条 社長は当会社を代表し取締役会の決議を執行し社務を統轄する。

副社長は社長を補佐し社長事故あるときはこれに代る。専務取締役は社長、副社長を補佐し、社長、副社長事故あるときはこれに代る。常務取締役は社長、副社長及び専務取締役を補佐して社務を分掌する。

(顧問、相談役)

第25条 当会社に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

顧問及び相談役は取締役会において推薦するものとし取締役会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(取締役会の招集及び通知)

第26条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順位により他の取締役がこれにあたる。
- ③ 取締役会招集の通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- ④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、又は電子署名を行う。

- ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって

作成する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社に監査役5名以内を置く。

(監査役の選任)

第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の権限)

第37条 監査役会は特に法令又は本定款に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集及び通知)

第38条 監査役会は監査役会で予め定めた監査役が招集しその議長となる。ただし、必要があるときは、他の監査役も招集することができる。

② 監査役会招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関しては法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は会計監査人を置く。

(選任方法)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第49条 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

- ② 支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。なお、未払配当金については利息を付さない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

- ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和23年(1948年)3月3日	原始定款承認	平成3年(1991年)6月27日	変更
昭和24年(1949年)4月1日	変更	平成6年(1994年)6月29日	変更
昭和26年(1951年)5月31日	変更	平成10年(1998年)6月26日	変更
昭和27年(1952年)5月25日	変更	平成14年(2002年)6月27日	変更
昭和30年(1955年)5月29日	変更	平成15年(2003年)6月27日	変更
昭和30年(1955年)10月5日	変更	平成16年(2004年)6月29日	変更
昭和33年(1958年)5月28日	変更	平成17年(2005年)6月29日	変更
昭和34年(1959年)5月29日	変更	平成18年(2006年)6月29日	変更
昭和36年(1961年)5月30日	変更	平成19年(2007年)6月28日	変更
昭和37年(1962年)5月30日	変更	平成21年(2009年)6月26日	変更
昭和40年(1965年)5月28日	変更	平成28年(2016年)6月28日	変更
昭和41年(1966年)5月28日	変更	平成28年(2016年)10月1日	変更
昭和42年(1967年)5月29日	変更	平成30年(2018年)10月11日	変更
昭和50年(1975年)5月30日	変更	令和4年(2022年)6月22日	変更
昭和53年(1978年)6月29日	変更		
昭和57年(1982年)6月29日	変更		
昭和62年(1987年)6月26日	変更		